

令和5年10月10日
島根県労働委員会事務局（青木寛卓）
TEL：0852-22-5450
FAX：0852-25-6950
Mail：rodoi@pref.shimane.lg.jp

職場のトラブル、専門家に相談してみませんか ～「労働相談会」の開催～

「上司からどなられたり無視されたりする」、「残業代を払ってもらえない」、「勤務態度に問題がある従業員がいて困っている」、このようなことでお悩みではありませんか。労働者と事業主との間でトラブルが起こったとき、その間に入って解決のお手伝いをする機関、それが労働委員会です。

こうした活動について、県民の皆様に広く知っていただくため、下記のとおり労働相談会を実施します。

なお、この取組は、島根・鳥取両県が連携して行います。

記

1 労働相談会

島根労働局、島根県社会保険労務士会、島根県弁護士会などと連携し、無料の労働相談会を実施します。

それぞれの相談内容にあわせて、各機関の専門家（弁護士、労働組合役員、会社経営者、社会保険労務士など）がチームを組んで、相談に応じます。

(1) 日時

10月29日（日）10：00～15：00

(2) 場所

くにびきメッセ（松江市学園南1-2-1）

(3) 相談員

弁護士、労働組合役員、会社経営者、社会保険労務士など

(4) 相談の対象など

- ・労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けます。
- ・相談内容は、賃金、労働時間、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産による不利益取扱い、解雇などの労働問題全般です。
- ・ご利用は無料で、秘密は厳守します。
- ・事前予約制です。10月20日（金）までに電話又はしまね電子申請サービスによりお申し込みください。

(5) 問い合わせ先

島根県労働委員会事務局

電話 0852-22-5450

HP <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoiinkai/>

<ホームページQRコード>



2 鳥取県の活動

鳥取、倉吉、米子の各地区で、10月29日（日）に労働相談会を行います。

詳しくは、別添の参考資料をご覧ください。